

献 辞

このたび、CLEARY, William B. 先生のご退職にあたり、退職記念号を刊行することができました。先生に献呈させていただきます。

CLEARY, William B. 先生は、2023年3月末をもって、本学を退職され、本学名誉教授の称号を授与されました。

CLEARY 先生は、1975年にアメリカ、カリフォルニア州サンディエゴの International University を卒業後、カリフォルニア・ウェスタン・ロースクールを1978年に修了し、1990年に北海道大学大学院法学研究科を修了、博士の学位を取得されました。その後、筑波大学、岩手大学で研究を続けられ、2008年4月、本学法学部教授として赴任されました。

法学部では、比較法、外国法、アメリカ法、ゼミナールなどをご担当されました。また、カリフォルニア州、ニューヨーク州、ミクロネシア連邦、グアムでの弁護士資格を有しており、1979年から81年までミクロネシア連邦コアラエ州議会の立法顧問 (Legislative Counsel)、1981年から83年まではグアム州政府民事局司法次官補 (Assistant – Attorney General) 委員として、社会に貢献されてきました。

先生は、「Criminal Investigation in Japan」(California Western Law Review26巻1号、1989年)、「The Law of Criminal Procedure in Contemporary Japan (1)～(3)」(北大法学論集41巻3号～42巻1号、1991年)、「弁護人のメディアへの意見表明はどうあるべきか？」(季刊刑事弁護31号、2002年)、「Police, Prosecution, and Violence in Contemporary Japan」(International Criminal Justice Review13号、2003年)、「The Law of Entrapment in Contemporary Japan (1)」(人文社会科学部研究紀要 Artes Liberales75号、2004年)など、刑事訴訟における犯罪捜査の問題を中心に研究されてきました。これに加えて、「The Law of Criminal Negligence in Contemporary Japan (1)～(3)」(人文社会科学部研究紀要 Artes Liberales77号2005年～79号2006年)、「The Use of Confessions in Contemporary Japan」(修道法学33巻1号、2010年)、「Parental Kidnapping and Multiculturalism: A Focus on Japan」(修道法学35巻2号、2013年)、「The Law of Liability in Contemporary Japan to Third – Parties for Damages Caused by People with Dementia」(修道法学39巻2号、2017年)等を公表されるなど、先生は広い視野をもって研究に取り組まれてきました。教育面では温厚篤実な人柄から、先生の

講義や演習には多くの学生からも大きな信頼が寄せられていました。先生のゼミで、厳しくも温かいご指導を受けた卒業生が、社会の様々な分野でご活躍をされています。

先生のこれまでの本学及び本学法学部への御貢献に感謝いたします。これからの一層の御健勝と御研究のさらなる発展を心からお祈り申し上げます。

奥 谷 健